

き た き ゆ う 法 人 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 規 定

1. (カードの利用)

普通預金について発行したきたきゆう法人キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行が現金自動預入払出兼用機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預入払出兼用機を使用して預金の預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
なお、現金自動預入払出兼用機、現金自動支払機、自動振込機を総称して、以下「ATM」といいます。
- ④ 当行のATMを使用して預入資金を当行所定の預金口座からの振替えにより払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合
- ⑤ その他当行所定の取引をする場合

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金を預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

- ATMを使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
なお、1日あたりの振込は当行所定の金額の範囲内とします。

5. (ATMによる振替入金)

- (1) 当行のATMを使用して振替入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる1回あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲内とします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) ATMを使用して預金の預入れ・払戻しまたは振込をする場合には、当行および預入提携先・支払提携先・カード振込提携先所定のATMの利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機利用手数料は、当行から預入提携先・支払提携先・カード振込提携先に支払います。
- (3) 当行のATMを使用して振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先のATMを使用して振込を依頼する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、カード振込提携先の振込手数料は当行からカード振込提携先に支払います。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預入れ・払戻しをすることができます。
ただし、払戻しは当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とします。
- (2) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人名、代表者資格・氏名および金額を記入のうえ、カードおよび当行所定の本人確認書類とともに提出してください。
- (3) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前1項によるほか振込依頼書を提出することによ

り振込の依頼をすることができます。

なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のATMで使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。
また、当行本支店の窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カード・暗証の管理等)

当行に届出た代表者は、他人に使用されないように、カードおよび暗証番号を責任をもって管理・保管してください。

10. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者本人から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前にカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) 法人名、代表者名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (暗証番号等)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードの使用・暗証番号の管理上の過失による事故またはカード・暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および支払提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (2) 当行の窓口においてカードおよび当行所定の本人確認書類を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

12. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。
なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先のATMを使用した場合の預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

13. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行国内本支店に返却してください。
なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。
なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

16. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由がある と認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までに変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

(2019年10月1日現在)